

Title	再保険契約の会計処理の検討：認識と表示の論点を中心として
Sub Title	Accounting for reinsurance contracts
Author	川崎, 芙有(Kawasaki, Fuyu)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2024
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.67, No.5 (2024. 12) ,p.117- 133
JaLC DOI	
Abstract	本稿では，再保険契約に関する保険者（出再者）の会計処理を認識と表示の論点を中心に整理し，四つの類型（モデル）を示す。再保険契約の締結を（元受の）保険契約の実質的な売却として捉える場合，貸借対照表では，保険負債について再保険契約の対象範囲に係る部分はオフバランスとなる。損益計算書では，保険契約をサービス取引・保険負債を履行義務とみるとき，再保険契約が付されていない保険契約に係る稼得保険料と発生保険金が収益と費用として表示される。保険契約を金融取引・保険負債を預り金とみるときは，再保険契約の対象範囲となっていない保険料のうち保険契約者集団に返済されなかった部分である保険者の報酬が利益として示される。一方で，再保険契約を保険契約とは別個のものとして捉える場合，貸借対照表ではオンバランスとなり再保険資産が計上される。損益計算書では，保険契約をサービス取引・保険負債を履行義務とみて，また，再保険契約をサービス取引・再保険資産を再保険サービスを受ける権利とみる場合，支払再保険料が保険料（収益）の減少項目として，受取再保険金が保険金（費用）の減少項目として表示される。一方，保険契約を金融取引・保険負債を預り金とみて，また再保険契約を金融取引・再保険資産を預け金とみると，保険契約に係る保険者の報酬と再保険契約で預けた保険料のうち回収されなかった部分に係る保険者の損失が表示される。 上記の議論を基礎として，本稿では，再保険契約に関する日本基準と国際会計基準の会計処理についても検討する。その結果，日本基準では，損害保険会社の方が生命保険会社よりも整合性がとれた会計処理がなされていること，国際会計基準では，損益計算書において，再保険者からの回収金額と支払保険料の配分額の総額表示と両者の相殺による純額表示の両方が認められているが，総額表示の方が再保険契約の効果の表現が可能であることに言及する。
Notes	友岡賛教授退任記念号 論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20241200-0117

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

再保険契約の会計処理の検討

——認識と表示の論点を中心として——

川 崎 美 有

<要 約>

本稿では、再保険契約に関する保険者（出再者）の会計処理を認識と表示の論点を中心に整理し、四つの類型（モデル）を示す。再保険契約の締結を（元受の）保険契約の実質的な売却として捉える場合、貸借対照表では、保険負債について再保険契約の対象範囲に係る部分はオフバランスとなる。損益計算書では、保険契約をサービス取引・保険負債を履行義務とみると、再保険契約が付されていない保険契約に係る稼得保険料と発生保険金が収益と費用として表示される。保険契約を金融取引・保険負債を預り金とみると、再保険契約の対象範囲となっていない保険料のうち保険契約者集団に返済されなかった部分である保険者の報酬が利益として示される。一方で、再保険契約を保険契約とは別個のものとして捉える場合、貸借対照表ではオンバランスとなり再保険資産が計上される。損益計算書では、保険契約をサービス取引・保険負債を履行義務とみて、また、再保険契約をサービス取引・再保険資産を再保険サービスを受ける権利とみる場合、支払再保険料が保険料（収益）の減少項目として、受取再保険金が保険金（費用）の減少項目として表示される。一方、保険契約を金融取引・保険負債を預り金とみて、また再保険契約を金融取引・再保険資産を預け金とみると、保険契約に係る保険者の報酬と再保険契約で預けた保険料のうち回収されなかった部分に係る保険者の損失が表示される。

上記の議論を基礎として、本稿では、再保険契約に関する日本基準と国際会計基準の会計処理についても検討する。その結果、日本基準では、損害保険会社の方が生命保険会社よりも整合性がとれた会計処理がなされていること、国際会計基準では、損益計算書において、再保険者からの回収金額と支払保険料の配分額の総額表示と両者の相殺による純額表示の両方が認められているが、総額表示の方が再保険契約の効果の表現が可能であることに言及する。

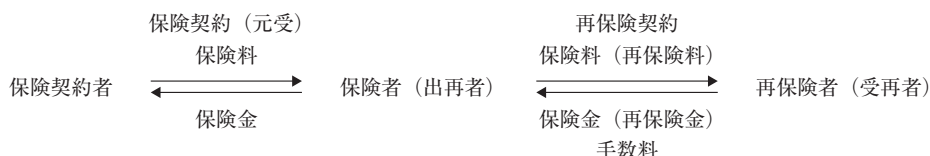
<キーワード>

元受保険契約、再保険契約、オンバランス、オフバランス、経済的実質、サービス取引、金融取引、保険負債、再保険資産、権利、義務、預け金、預り金、収益と費用の対応

1. はじめに

保険者は保険契約者と保険契約を締結し、保険契約者に契約記載の事象が生じた場合に、保険

図表 1 保険契約（元受）と再保険契約



契約者に保険金を支払うが、保険者は保険契約により負うリスクを軽減させるため、再保険者と再保険契約を締結することがある。再保険契約では、保険者（出再者）は再保険の対象となる保険契約（元受保険契約）の保険契約者から受領した保険料の一部（あるいは全部）を再保険料として再保険者（受再者）に引き渡し、保険契約者に契約記載の事象が生じた際には、保険者（出再者）は再保険者（受再者）から保険金（再保険金）を受け取る。この受け取った保険金をもとに保険者（出再者）は保険契約者に保険金を支払うため、保険者は負担する保険金額を軽減することができる。また、保険者（出再者）は、再保険者（受再者）から再保険契約に係る手数料を受け取る。

図表 1 は、保険契約（元受保険契約）と再保険契約の関係を示す。²⁾

再保険契約の会計処理は、元受の保険契約と再保険契約の関係をどのように捉えるのかによって異なるものになる。すなわち、再保険契約を、元受の保険契約の実質的な売却として捉えるのか、あるいは、元受の保険契約とは別個のものとして捉えるのか、という点である。再保険契約は前者の場合にはオフバランス、後者の場合にはオンバランス処理になり、さらに損益計算書の表示は、元受の保険契約や再保険契約をどのようなものとして捉えるのかによって異なるものになると考えられる。

本稿では、再保険契約に関する保険者（出再者）の会計処理について、認識と表示の論点に焦点を当てて検討し四つの類型（モデル）を示す。まず、2. で、再保険契約を元受の保険契約の実質的な売却として捉える場合の会計処理を、つぎに 3. で再保険契約を元受の保険契約とは別個のもの（再保険契約の購入）として捉える場合の会計処理を検討してモデル化し、それぞれの特徴を明らかにする。そして、4. で、2. と 3. での議論を統合して再保険契約の会計処理の四つの類型（モデル）を提示するとともに、簡単な設例を用いて議論を整理する。さらに、5. では、再保険契約に関する日本基準と国際会計基準の内容を検討し、また、再保険契約をオフバランスからオンバランスにする場合の影響を、我が国の代表的な保険会社の会計数値を参照することにより確認するとともに、今後の研究課題を導出する。最後に、6. で本稿の結論を述べる。

なお、既述のとおり、本稿では、再保険契約の会計処理のうち認識と表示の論点を中心に検討し、測定³⁾の論点は別稿にて取り上げる。また、保険者（出再者）が再保険者（受再者）から受け

1) 再保険契約の意義や種類については、柳瀬（2010）265-267頁、井口（2016）223-225頁を参照。

2) 図表 1 は、PwC あらた（2017）p.158の図表Ⅱ-6-1 や、あずさ（2018）p.165の図表 7-1 を参考にしながら作成している。

3) 保険負債（資産）や再保険資産（負債）の測定に関連して初日利得や初日損失の論点もあり、これについても別稿で取り上げたいと考えている。

取る再保険に係る手数料の会計処理についても、本稿では取り上げず、今後の課題とする。

2. 再保険契約を元受保険契約の実質的な売却として捉える場合

先述のとおり、保険者は、保有している保険契約の一部（あるいは全部）について再保険契約を締結すると、再保険者（受再者）に保険料（再保険料）を引き渡す。そして、保険契約記載の事象が生じると、再保険者（受再者）から保険金（再保険金）を受け取り、この受け取ったお金で保険契約者に保険金を支払う。再保険契約によりカバーされている元受の保険契約については、保険料の受取人は実質的には再保険者（受再者）であり、また再保険者（受再者）は保険金の支払いを肩代わりするため、保険金の支払人は実質的には再保険者（受再者）となり、保険者（出再者）は保険金の支払いを免れる。つまり、再保険契約の対象範囲となる元受保険契約からのベネフィット（保険料）を享受しコスト（保険金）を負担するのは、実質的には再保険者（受再者）であると考えられる。従って、再保険契約を締結するということは、再保険契約の対象範囲となる元受保険契約を実質的に再保険者（受再者）に売却したものと捉えられる。再保険契約をこのように捉えて、その経済的実質を重視する場合の会計処理は、元受保険契約を第三者に売却するときになされる会計処理と同様となり、貸借対照表に着目すると、再保険契約の対象範囲となる元受保険契約についてはオフバランスになると考えられる。

元受の保険契約に関して、通常、保険負債が計上される。再保険契約を元受の保険契約の一部（あるいは全部）を再保険者（受再者）に実質的に売却したと捉える場合、当初に認識した元受の保険契約に係る保険負債から再保険契約の対象部分（再保険契約を付している部分）を減少させるという会計処理がなされる。

この保険負債については、保険契約者に対する保険契約の履行義務と考える見方や、保険契約者集団からの預り金と考える見方がある。これら保険負債の二つの捉え方は、そもそも、保険契約をどのようなものとして捉えるのかという点が異なる。保険契約については、保険契約期間に亘り保険契約者のリスクを保険者が負担するというサービス取引とみる立場と、保険契約者集団から保険料を預かり契約記載の事象の発生時に返済する金融取引とみる立場があり、前者は保険負債を履行義務とする見方と、後者は保険負債を預り金とする見方と結び付く。

再保険契約の対象範囲に係る保険負債の減少は、保険負債を履行義務とみる場合には、再保険契約によって履行義務が保険者（出再者）から再保険者（受再者）に実質的に移転することを、また、保険負債を預り金とみる場合には、再保険契約によって保険契約者集団からの預り金（保険料）の一部（あるいは全部）を保険者（出再者）から再保険者（受再者）に引き渡すことを意味する。上記の、保険負債を減少させる会計処理により、貸借対照表に表示される保険負債は、再

4) 経済的実質（Economic substance）を重視する考え方は、リース会計の議論に通じるところがあるといえる。保険会計とリース会計（リースの貸し手の会計処理）との比較については、今後の研究課題の一つである。なお、この点については、2024年8月27日の日本会計研究学会第83回大会（早稲田大学）にて筆者が研究発表を行った際に、田口聡志教授（同志社大学）より多くの示唆を得た。

5) 川崎（2015）86、93頁を参照。

保険契約の対象範囲となる元受の保険契約に関する部分が除かれ、再保険契約の対象範囲となっていない元受の保険契約に関する部分で測定される。

損益計算書の表示は、保険契約・保険負債の捉え方により異なる。保険契約を保険契約期間に亘り保険契約者のリスクを保険者が負担するというサービス取引とみて、保険負債を履行義務とみる立場では、損益計算書では、このサービス取引により得た収益と負担した費用を対応させて表示することになる⁶⁾。再保険契約を元受の保険契約の実質的な売却とみると、保険契約により保険者が得た収益と負担した費用は、再保険契約の対象範囲ではない元受の保険契約に関する保険料と保険金であり、再保険者（受再者）が得た保険料と負担した保険金は、保険者の収益と費用からは除外される。収益から費用を差し引いて算定される利益も、再保険契約の対象範囲ではない元受の保険契約から保険者が稼得したものであり、再保険契約の引受けにより再保険者（受再者）が稼得した利益は除かれる。

一方、保険契約を保険契約者集団から保険料を預かり契約記載の事象の発生時に返済する金融取引とみて、保険負債を預り金とみると、損益計算書の表示は、上述の保険契約をサービス取引とみる場合と異なる。保険契約をサービス取引として捉えると、損益計算書には稼得した収益と負担した費用、つまり保険料と保険金という二つの対応関係が示されたが、保険契約を金融取引とみて保険負債を預り金とみる場合には、保険料の預かりとその返済であり、そのような対応関係はない⁷⁾。よって、損益計算書には、保険料と保険金の対応関係は示されず、保険料のうち保険契約者集団に返済されなかった部分である保険者の報酬が利益として示される⁸⁾。この保険者の報酬は、再保険契約の対象範囲となっていない元受の保険契約から生じるものであり、再保険契約の引受けにより再保険者（受再者）が得る報酬は除外される。

3. 再保険契約を元受の保険契約とは別個のものとして捉える場合

2. では、再保険契約を締結すると、再保険契約の対象範囲となる元受の保険契約について、再保険者（受再者）が実質的に保険料を獲得し保険金を負担するのであるから、保険者（出再者）が再保険者（受再者）に実質的に売却したと同様であると考えた場合の会計処理を考察した。一方で、再保険契約は、保険者（出再者）と再保険者（受再者）の間の契約であり、保険者（出再者）と保険契約者の間の契約である元受の保険契約とは異なり、また、再保険契約を締結したとしても、再保険者（受再者）が例えば倒産により再保険金を支払えない際には保険者（出再者）が全ての保険金を支払わなければならない。こうした点を重視すると、再保険契約の締結は、元受の保険契約の実質的な売却ではなく再保険契約の購入であり、元受の保険契約とは別個のものとして捉えて会計処理を行う。従って、貸借対照表に着目すると、再保険契約については、元受の

6) 川崎（2015）100頁を参照。

7) サービス取引では収益と費用が対応関係にあるが、金融取引では、そうした対応はないという考え方については、笠井（2005）114-119頁から示唆を得ている。

8) 川崎（2015）100頁を参照。

保険契約とは別個にオンバランスとなる。

再保険契約が締結・開始されると、保険者（出再者）は再保険者（受再者）に再保険契約に関連する保険料（再保険料）を引き渡すことになるので、再保険契約をオンバランスとするとき、通常、再保険資産が計上される。2. で述べた保険負債を履行義務や預り金とする見方と対応させて検討すると、この再保険資産については、再保険契約期間に亘り、保険者（出再者）が、再保険者（受再者）に元受の保険契約のうち再保険契約の対象範囲となるものが有するリスクを負担してもらうというサービスを受ける権利とする見方や、保険者（出再者）から再保険者（受再者）に元受の保険契約のうち保険契約の対象範囲となるものに係る保険料を引き渡すことにより生じる預け金とする見方があると考えられる。

2. で示した保険負債の捉え方と保険契約の捉え方の結び付きと同様に、再保険資産の捉え方によって、そもそも再保険契約をどのようなものとみるのか、という再保険契約の捉え方が異なる。再保険契約については、保険者（出再者）が保険契約のうち再保険契約の対象範囲となるものが有するリスクを再保険契約期間に亘り再保険者（受再者）に移転するサービス取引とみる立場がある。この立場によると、保険者（出再者）は再保険者（受再者）から再保険契約というサービスを購入していることになる。一方、再保険契約を、保険者（出再者）が保険契約のうち再保険契約の対象範囲となるものに係る保険料を再保険者（受再者）に預け、契約記載の事象が生じたときに保険金として回収するという金融取引とみる立場も考えられ、保険者（出再者）は再保険者（受再者）から再保険契約という金融商品を購入していることになる。そして、再保険資産は、前者の立場では、再保険契約期間に亘り、保険者（出再者）が再保険者（受再者）から再保険サービスを受ける権利を意味し、後者の立場では、保険者（出再者）から再保険者（受再者）への預け金を意味する。

損益計算書の表示は、再保険契約や再保険資産の捉え方に影響を受ける。元受の保険契約をサービス取引とみて保険負債を履行義務とみるとき、上述のとおり、損益計算書には、稼得した保険料が収益に、発生した保険金が費用に計上される。再保険契約では、保険者（出再者）が再保険契約の対象となる保険契約に係る保険料（再保険料）を引き渡す見返りとして、再保険契約期間において契約記載の事象が生じたときに保険金（再保険金）を受け取るのであるから、再保険契約をサービス取引とみて、再保険資産を再保険サービスを受ける権利とみる場合、再保険資産（再保険料により測定）の償却により再保険契約の対象範囲となる保険料だけ保険者が稼得する保険料（収益）が減り、また保険金（再保険金）の受取りにより再保険契約の対象範囲となる保険金だけ保険者が負担する保険金（費用）が減ると捉えられる。従って、損益計算書には、再保険契約期間が経過した再保険料が元受の保険契約から稼得した保険料（収益）の減少項目として表示され、発生した再保険金が元受の保険契約により保険者が負担する保険金（費用）の減少項目として表示されることが考えられる。

一方、元受の保険契約を金融取引とみて、保険負債を預り金とみる場合には、既述のように、損益計算書では、収益と費用の対応関係は示されず、保険料のうち保険契約者集団に返済されなかった部分である保険者の報酬が利益として示される。ここで、再保険契約についても金融取引

図表 2 再保険契約の会計処理の類型（モデル）

再保険契約：元受保険契約の実質的売却とみるか				
	YES		NO（元受保険契約とは独立したものとみる：再保険契約の購入）	
B/S	①オフバランス		②オンバランス	
	保険負債（再保険対象範囲を含まない） —		保険負債（再保険対象範囲を含む） 再保険資産	
P/L	i サービス取引とみる場合 収益と費用の対応 YES 再保険契約を独立表記 NO 保険料（再保険対象範囲を含まない） △保険金（再保険対象範囲を含まない） — 利益	ii 金融取引とみる場合 収益と費用の対応 NO 再保険契約を独立表記 NO — — 保険報酬（再保険対象範囲を含まない） 利益	iii サービス取引とみる場合 収益と費用の対応 YES 再保険契約を独立表記 YES 保険料（再保険対象範囲を含む） △再保険料 △保険金（再保険対象範囲を含む） 再保険金 — — 利益	iv 金融取引とみる場合 収益と費用の対応 NO 再保険契約を独立表記 YES — — — — 保険報酬（再保険対象範囲を含む） △再保険損失 利益

とみて再保険資産を預け金とみる場合には、保険料の預けとその回収であるため、損益計算書では、収益と費用の対応関係は示されず、預けた保険料のうち回収されなかった部分が保険者の損失として示される。

4. 再保険契約の会計処理の四類型（モデル）の提示と設例による議論の整理

（1）再保険契約の会計処理の四類型（モデル）の提示

2. と 3. では、再保険契約と元受の保険契約の関係性や再保険契約をどのように捉えるのかという点から、再保険契約の会計処理を検討した。上記の議論をまとめたものが図表 2 であり、再保険契約の会計処理として① - i、① - ii、② - iii 及び② - iv の四つの類型（モデル）を提示する。

以下では、これまでの議論をもとに、簡単な設例を用いて再保険契約の会計処理を整理する。

（2）設例：保険契約の締結・開始時の会計処理

まず、保険契約が締結されて、開始されたときに行われる会計処理を検討する。元受の保険契約から得られる保険料の金額を X 、また再保険契約で再保険者（受再者）に引き渡す保険料（再保険料）を aX とする。また、議論を単純にするため、利子率は 0 % とする。

9) ここでは、出再の割合を a とする比例割合再保険を想定する。比例割合再保険については、柳瀬（2010）266頁、井口（2016）224頁を参照。

10) 利子率を 0 % として議論を単純にする手法については、Forfar and Masters（1999）、Macve and Serafeim（2006）、Horton, Macve and Serafeim（2011）に学んでいる。

一時払いで契約当初に保険料 X を受領すると、保険者の現金が X だけ増加し、これに対応して¹¹⁾ 保険負債が X だけ増加する。

[現金 X / 保険負債 X]

よって、契約当初の保険負債の測定値は X となる。¹²⁾

ここで、上述のとおり、再保険契約に係る保険料は元受の保険契約の保険料 X の一部であり、これを aX とすると、保険者（出再者）は、元受の保険契約で保険契約者から受け取った保険料 X のうち aX を再保険者（受再者）に引き渡す。

再保険契約の締結を元受保険契約の実質的な売却とみなす場合、保険者（出再者）は再保険者（受再者）に保険料 aX を引き渡すと、再保険契約の対象範囲となる元受の保険契約を再保険者（受再者）に売却したと捉えられるため、当初に認識した元受の保険契約に係る保険負債から再保険契約を付した部分を減少させるという会計処理がなされると考えられる。すなわち、保険料 aX を再保険者（受再者）に引き渡すと同時に、保険負債 X から aX を減少させる。

[保険負債 aX / 現金 aX]

保険負債の減少は、保険契約をサービス取引とみて保険負債を履行義務とみる場合には、再保険契約によって履行義務が保険者（出再者）から再保険者（受再者）に実質的に移転することを意味し、また、保険契約を金融取引とみて保険負債を預り金とみる場合には、再保険契約によって保険契約者集団からの預り金（保険料）の一部を保険者（出再者）から再保険者（受再者）に引き渡すことを意味する。

以上より、出再後の保険負債の測定値は $(1-a)X$ となる。この測定値は、元受の保険契約に係る保険負債から、再保険契約の対象範囲となる部分を控除、つまりオフバランスにしたものであり、再保険契約を元受の保険契約の売却と同様のものとする見方と整合する。

一方、再保険契約の締結を元受保険契約の実質的な売却とみなさず、元受保険契約とは独立したものとしてみなす場合、保険者（出再者）は再保険者（受再者）に保険料 aX を引き渡すと、元受保険契約に関する保険負債とは別個のものとして取り扱われ、再保険資産が計上される。¹³⁾

[再保険資産 aX / 現金 aX]

再保険契約をサービス取引とみる場合には、再保険資産は再保険サービスを受ける権利を意味し、また、再保険契約を金融取引とみる場合には、再保険資産は保険者（出再者）から再保険者（受再者）への預け金を意味する。

11) 本稿では、保険契約・再保険契約の締結時ではなく、開始時に会計処理を行うことを前提とする。

12) 既述のとおり、本稿では測定の論点は取り扱っておらず、どの類型においても保険負債を保険契約者からの保険料の受領額に基づき測定している。

13) 既述のとおり、本稿では測定の論点は取り扱っておらず、どの類型においても再保険資産を再保険者への保険料の引渡額（再保険料）に基づき測定している。

(3) 設例：保険契約記載の事象発生時の会計処理

つぎに、保険契約記載の事象の発生時に該当する保険契約者に支払う保険金を Y とし、また、保険者（出再者）が再保険者（受再者）から受け取る保険金（再保険金）を aY とする。この際、保険者（出再者）は、元受の保険契約のうち再保険契約が付されている部分については再保険者（受再者）から受け取る保険金（再保険金） aY を用いて、また、再保険契約が付されていない部分については保険契約開始時に保険契約者から受け取った保険料のうち $(1-a)Y$ を用いて、該当する保険契約者に保険金を支払う。

ここで、再保険契約の締結を元受保険契約の実質的な売却とみなし、かつ、保険契約をサービス取引とみる場合、再保険者（受再者）から受け取った保険金は、保険者（出再者）の負担となる保険金を減少させるものとして扱い、保険者（出再者）の負担となる当期の保険金（費用）は、保険金 Y のうち保険者（出再者）が再保険者（受再者）から受け取った保険金 aY を除いた $(1-a)Y$ となる。

[現金 aY / 保険金 aY]

[保険金 Y / 現金 Y]

また、保険サービスの履行とともに、履行義務である保険負債 $(1-a)X$ が減少し、当期に稼得した保険料 $(1-a)X$ を当期の収益として計上する。

[保険負債 $(1-a)X$ / 保険料 $(1-a)X$]

一方、再保険契約の締結を元受保険契約の実質的な売却とみなし、かつ、保険契約を金融取引とみる場合、保険契約記載の事象が生じると、再保険契約の対象ではない部分については、保険契約者集団から預かっていた保険料を保険金として返済するため、保険契約者集団からの預り金を表す保険負債が減少する。また、再保険契約の対象となっている部分については、再保険者（受再者）から保険金 aY を受け取るが、これは保険金を支払うために保険者（出再者）が再保険者（受再者）から一時的に預かっているものであり、ひとまず再保険預り金といった勘定で処理する。再保険預り金は、保険者（出再者）が保険金の支払いに充当すると減少する。つまり、保険者（出再者）は保険契約者集団に保険金 Y を支払うと、再保険預り金 aY と保険負債 $(1-a)Y$ が減少する。

[現金 aY / 再保険預り金 aY]

[再保険預り金 aY / 現金 Y]
[保険負債 $(1-a)Y$ / 現金 Y]

また、この時点で保険負債の残高は $(1-a)(X-Y)$ となるが、これは保険契約者集団から預かっている保険料のうち保険金として保険契約者集団に返済されなかった部分であり保険者の報酬となるため、保険負債を減少させて保険者の報酬（利益）を計上する。保険者の報酬について保険報酬という勘定を用いると、以下の仕訳がなされる。

$$[\text{保険負債 } (1-a)(X-Y) / \text{保険報酬 } (1-a)(X-Y)]$$

つぎに、再保険契約の締結を元受保険契約の実質的な売却とみなさず、元受保険契約とは独立したもの（再保険契約の購入）とみなし、かつ元受保険契約や再保険契約の締結をサービス取引とみる場合には、再保険者（受再者）から受け取った保険金 aY は再保険金として計上されるが、これは保険者が保険契約者に対して支払う保険金 Y （費用）に対する減少項目という性格を有すると考えられる。

$$[\text{現金 } aY / \text{再保険金 } aY]$$

$$[\text{保険金 } Y / \text{現金 } Y]$$

そして、保険サービスの履行とともに、履行義務である保険負債 X が減少し、当期に稼得した保険料 X を当期の収益として計上する。また、再保険契約期間の経過により再保険資産 aX の償却を行う、すなわち、再保険資産を減少させて再保険契約期間経過分の再保険料（再保険資産償却）が計上されるが、これは保険者が元受の保険契約の履行により稼得した保険料 X （収益）に対する減少項目という性格を有すると考えられる。

$$[\text{保険負債 } X / \text{保険料 } X]$$

$$[\text{再保険料 } aX / \text{再保険資産 } aX]$$

一方、再保険契約の締結を元受保険契約の実質的な売却とみなさず、元受保険契約とは独立したもの（再保険契約の購入）としてみなし、かつ元受保険契約や再保険契約の締結を金融取引とみる場合には、再保険者（受再者）から保険金 aY を受け取ると、再保険者（受再者）への預け金を回収したと捉えられるため、預け金を意味する再保険資産が減少する。また、保険者が保険契約者集団に保険金 Y を支払うと、保険契約者集団からの預り金を意味する保険負債が減少する。

$$[\text{現金 } aY / \text{再保険資産 } aY]$$

$$[\text{保険負債 } Y / \text{現金 } Y]$$

そして、再保険者（受再者）への預け金のうち回収されなかった部分 $a(X-Y)$ について、再保険資産を減少させて再保険損失が計上される。また、保険契約者集団からの預り金のうち保険金として返済されなかった部分 $(X-Y)$ について、保険負債を減少させて保険者の報酬が計上される。

$$[\text{再保険損失 } a(X-Y) / \text{再保険資産 } a(X-Y)]$$

$$[\text{保険負債 } (X-Y) / \text{保険報酬 } (X-Y)]$$

上記で算出した数値を図表2の枠組み（フレームワーク）に当てはめて示すと、図表3のようになる。

これまで、本稿では、再保険契約の認識や表示に注目して再保険契約の会計処理の類型化（モデル化）を試み、再保険契約の捉え方により再保険契約の会計処理が異なることを示した。次章

図表 3 設例による検討

再保険契約：元受保険契約の実質的売却とみるか				
	YES		NO（元受保険契約とは独立したものとみる：再保険契約の購入）	
当初 B/S	①オフバランス		②オンバランス	
	保険負債 (1-a)X —		保険負債 X 再保険資産 aX	
期末 P/L	i サービス取引とみる場合 収益と費用の対応 YES 再保険契約を独立表記 NO 保険料 (1-a)X △保険金 (1-a)Y — 利益 (1-a) (X-Y)	ii 金融取引とみる場合 収益と費用の対応 NO 再保険契約を独立表記 NO — — 保険報酬 (1-a) (X-Y) 利益 (1-a) (X-Y)	iii サービス取引とみる場合 収益と費用の対応 YES 再保険契約を独立表記 YES 保険料 X △再保険料 △aX △保険金 △Y 再保険金 aY — — 利益 (1-a) (X-Y)	iv 金融取引とみる場合 収益と費用の対応 NO 再保険契約を独立表記 YES — — — — 保険報酬 (X-Y) △再保険損失 △a (X-Y) 利益 (1-a) (X-Y)

では、上記の議論を基礎として、日本基準や国際会計基準で規定されている再保険契約の会計処理を検討する。

5. 日本基準と国際会計基準

(1) 日本基準

我が国では現在、保険業法・保険業法施行規則により保険契約や再保険契約の会計処理が規定されている。我が国の保険会計では保険負債は責任準備金・支払備金と呼ばれるが、保険業法第116条第3項、保険業法施行規則第71条第1項及び第73条第3項では、保険契約のうち再保険を付した部分については、責任準備金・支払準備金を積み立てないことができると規定されている¹⁴⁾。つまり、保険者が保有する保険契約のうち再保険契約を締結している部分については、保険負債は計上されずオフバランスの処理がなされており¹⁵⁾、従って、我が国の保険会計は、再保険契約の締結を元受の保険契約の実質的な売却として捉える見方と整合していると考えられる。

また、保険業法施行規則別紙様式第7号において、損害保険会社の損益計算書では、支払再保険料を控除した正味収入保険料が収益に計上され、回収再保険金を控除した正味支払保険金が費用に計上されることが規定されている¹⁶⁾。一方、保険業法施行規則別紙様式第7号の規定のもと、生命保険会社の損益計算書では、再保険料や再保険金は保険料や保険金から控除されず、受け

14) 石田（2017）246-247頁，トーマツ（2011）23-24頁を参照。

15) 金融庁「保険業法施行規則別紙様式第7号」の貸借対照表記載上の注意1（23）（株式会社）や1（21）（相互会社）では、再保険を付した部分に相当する責任準備金と支払備金の金額を注記することが示されている。

16) 金融庁「保険業法施行規則別紙様式第7号」の損益計算書記載上の注意1（4）では、差し引かれた支払再保険料と回収再保険金の金額を注記することが示されている。

取った再保険金が再保険収入として収益に計上され、支払った再保険料が費用に計上されている。

これらの記載から、我が国の保険会計では、保険契約・再保険契約をサービス取引¹⁷⁾として捉えて、保険サービスに関する収益と費用を対応させて表示していることが分かる。さらに、上述のとおり、我が国の保険会計においては、再保険契約の締結を元受の保険契約の実質的な売却としてみていと考えられるため、再保険料を差し引いた保険料を収益として計上し、再保険金を差し引いた保険金を費用として計上することが妥当であるといえる。損害保険会社の損益計算書では、この表示形式が採用されており、保険契約・再保険契約の捉え方と損益計算書の表示が整合している。一方、生命保険会社の損益計算書では、再保険契約に係る収益と費用が元受の保険契約とは別に独立して表示されており、保険契約・再保険契約の捉え方と損益計算書の表示が整合しているとはいえない。そして、受け取った再保険金は再保険収入として収益に計上されているが、再保険金は保険者が負担する保険金（費用）を減らす効果があり、費用のマイナスとして処理されるはずのものであるので、これを収益に計上するのは理論的な説明が困難である。また、支払った再保険料は費用に計上されているが、再保険料の支払いにより保険者が稼得する保険料（収益）が減るため、収益のマイナスとして処理されるはずのものであって、これを費用に計上するも理論的ではない¹⁸⁾。さらにいえば、再保険契約を締結すると、保険者は再保険というサービスの提供を受ける側になる。再保険サービスを提供する再保険者（出再者）が収益と費用の対応を表示することは妥当であるが、再保険サービスを受ける側である保険者が再保険に係る収益と費用を計上することは妥当ではない。

(2) 国際会計基準

国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board: IASB）は長期の議論を経て、2017年に国際財務報告基準第17号「保険契約」（International Financial Reporting Standard 17: IFRS 17, Insurance Contracts）¹⁹⁾を公表した。

再保険契約に関する規定に注目すると、IFRS 17では、再保険契約（Reinsurance contract）を保有する保険者は、元受の保険契約者に負っている金額を、再保険から受け取る保険金により削減する権利を通常有していないため、保有する再保険を関連する元受の保険契約（Underlying insurance contracts）²⁰⁾から切り離して会計処理することを要求している。

17) 我が国の保険会計における損益計算書では、保守主義の強い影響もあり、現金主義に基づく保険料と保険金を収益と費用として表示し、ここに、保険負債の増加額（責任準備金繰入額など）を費用に計上して発生主義に基づく利益を表示している（北本（1978）86-87頁、川崎（2019）6頁を参照。また、新日本（2010）47-48頁も参考になる）。よって、保険料・保険金の数値は、一般的な会計において想定される実現主義・発生主義に基づく売上・売上原価の数値とは異なり、この点についても重要な論点といえる。

18) 注17に記載のとおり、我が国の保険会計では、現金主義に基づく保険料・保険金を収益・費用に計上しているので、生命保険会計において、再保険金を現金収入のため収益に、再保険料を現金支出のため費用に計上しているのではないかと推測される。

19) 1999年に論点書が公表されて以降、長期の議論を経て、2017年にIFRS 17が公表された。そこでの議論の経緯や内容等については、近見（2015）、川崎（2016）、上野（2017）、小川（2017）、西山（2017）、川崎（2019）第3章補遺、羽根（2021）第5章が参考になる。

20) IASB（2017）para. BC 298を参照。

こうした考え方をもとに、IFRS 17では貸借対照表を意味する財政状態計算書（Statement of financial position）において、元受の保険契約から生じる資産・負債と、再保険契約から生じる資産・負債を分離して表示することが規定されている²¹⁾。また、損益計算書（包括利益計算書）を意味する財務業績計算書（Statement(s) of financial performance）では、再保険契約から生じる収益（Income）または費用を元受の保険契約から生じる費用または収益（Income）から切り離して表示するように要求されている²²⁾。そして、保険者は元受の保険契約に関連して保険収益（Insurance revenue）と保険サービス費用を表示し、これらとは別個に、再保険契約から生じる収益（Income）または費用を単一の金額（Single amount）で表示するか、あるいは再保険者からの回収金額と支払保険料の配分額（両者の純額は上記の単一の金額と一致）を別々に表示するように規定されている²³⁾。

以上の記載より、IFRS 17では、再保険契約を元受の保険契約とは別個のものとして捉えて、貸借対照表では元受の保険契約負債から再保険契約を付した部分を減少させることはせずに、再保険契約資産をオンバランス処理しており、また、保険契約をサービス取引とみて保険収益と保険サービス費用を対応させるとともに、再保険から生じる損益を保険契約から生じる収益や費用から切り離して表示していることが分かる。

IASB（2018）では、「……再保険サービスを受けたとき……²⁵⁾」という記載があるため、元受の保険契約のみならず再保険契約の締結についてもサービス取引とみていると考えられる。既述のとおり、元受の保険契約や再保険契約をサービス取引とみる場合には、元受の保険契約に関する稼得保険料（収益）と負担保険金（費用）を対応させて表示し、そして、再保険契約に関して引き渡した保険料（再保険料）を稼得した保険料を減少させる項目として、受け取った保険金（再保険金）を負担した保険金を減少させる項目として、元受の保険契約に関する収益と費用とは別建てで表示することが適当である。一方、IFRS 17では、再保険者からの回収金額と再保険者への支払保険料の配分額を分けて総額表示することと両者を相殺して純額表示することの両方を認めているが、純額表示では、元受の保険契約で稼得した保険料のうちどの程度が再保険料として引き渡され、元受の保険契約で負担した保険金のうちどの程度が再保険金の受取りにより軽減されているのかという、再保険契約の効果が表現されない。従って、そうした効果を忠実に表現する総額表示の方が妥当ではないかと考える。

21) IASB（2017）para. 78 を参照。

22) IASB（2017）para. 82 を参照。

23) IASB（2017）paras. 83-85 を参照。IASB が2010年に公表した保険契約についての公開草案（IASB（2010））では、包括利益計算書の表示について、保険契約に関するキャッシュインフローを保険契約者集団から受領する預り金として、キャッシュアウトフローを保険契約者集団への返済としてみるマージンアプローチ（IASB（2010）para. BC160を参照）が提案されたが、一方、2013年の再公開草案（IASB（2013））では、保険契約収益と費用を表示することが提案された（IASB（2013）paras. 56, 57を参照。また、川崎（2016）69, 80頁も参照）。そして、2017年に公表された会計基準である IFRS 17（IASB（2017））においても、上述のとおり、保険収益と保険サービス費用の表示が規定されている。

24) IASB（2017）para. 86 を参照。

25) IASB（2018）p. 12。また、IASB（2017）paras. BC311, BC312 も参照。

さらに、IASB（2018）では、総額表示と純額表示の例が掲載されており、総額表示では、保険収益と保険サービス費用の下に、再保険より回収された金額、再保険料の順番に表示することが提示されている。この表示方法を採用すると、再保険より回収された金額と再保険料が収益と費用として対応しているかのように見えるが、既述のとおり、再保険サービスを受ける側である保険者が再保険に係る収益と費用を計上することは適切ではない。

本稿では、保険料の下に再保険料を、保険金の下に再保険金を表示し、再保険契約の元受の保険契約への効果の表現を提案しているが、こうした効果の表現を念頭に置いた損益計算書の表示については、いくつかのバリエーションが考えられる。例えば、ノエル（2018）では、損益計算書をマトリックスの形式にして、保険契約の列の右側に再保険契約と合計の列を用意し、1行目には、まず保険収入を、その右側に再保険費用（本稿での再保険料に相当）を表示し、2行目には、クレーム支払いを、その右側に再保険クレーム回収（本稿での再保険金に相当）を表示しており、保険料と再保険料、保険金と再保険金の関係性が明確に表されている。また、IASB（2018）のように、保険料と保険金を先に表示し、それらの下に再保険に関する損益を表示する場合であっても、PwC（2019）のように再保険費用、回収されたクレームの順番で、つまり、本稿でいうところの再保険料、再保険金の順番で表示する方が、保険料と再保険料、保険金と再保険金の関係性が明確に示されると考えられる。²⁶⁾

（3）小括

本章でこれまで述べたことをまとめたものが、図表4と図表5である。

（4）再保険契約のオンバランス化による保険負債への影響——今後の課題の導出——

上述のとおり、日本基準では、従来から再保険契約に関してオフバランスの処理を行っており、出再部分だけ保険負債（支払備金や責任準備金）の金額が少なくなっているが、ここでは、かりに再保険契約をオンバランスにすると保険負債の金額がどの程度を大きくなるのかという点について、保険会社（大手の損保3社・生保4社）の2023年3月期のディスクロージャー誌を参照して検討する。既述のとおり、オフバランスとなっている出再部分の保険負債の金額は注記で分かるため、貸借対照表に計上されている保険負債（支払備金と責任準備金の合計）にオフバランスとなっている出再部分の保険負債の金額を足し上げて、出再部分をオンバランスにする場合の保険負債の金額の大きさを確認する。

図表6をみると、損害保険会社の方が生命保険会社よりも再保険の利用度が高く、再保険契約のオンバランス化による保険負債の増加率が大きくなることが分かる。ただし、ここでは、ひとまず大手の保険会社のみ記載しており、再保険契約のオンバランス化による保険負債への影響に

26) この点に関しては、日本基準に基づく生命保険会社の損益計算書についても同様の指摘をすることができ
るが、ただし、日本基準では再保険契約を元受の保険契約の実質的な売却としてみていると考えられるた
め、そもそも総額表示は適切ではなく、再保険契約の対象範囲外の元受の保険契約に係る保険料と保険金
の数値のみが表示されることが妥当である。

図表 4 日本基準と国際会計基準

	再保険契約の会計処理	考察
日本基準	損保：オフバランス 保険料（収益）・保険金（費用）には再保険対象範囲が含まれない 生保：オフバランス 保険料（収益）・保険金（費用）には再保険対象範囲が含まれる 再保険に関する収益・費用を別建てで表示	本稿の図表 2 の①－i に相当 損保の方が、保険契約・再保険契約の捉え方と会計処理とが整合している
国際会計基準	オンバランス 保険料（収益）・保険金（費用）には再保険対象範囲が含まれる 再保険に関する損益を別建てで表示するが、総額表示と純額表示の選択可	本稿の図表 2 の②－iii に相当 総額表示の方が、再保険契約が元受の保険契約に与える効果が明瞭になる 上記の効果を表示するには、再保険契約に関する損益は、再保険料、再保険金の順番で記載する方が適当である

図表 5 保険契約・再保険契約に関する損益計算書表示のバリエーション（総額表示の場合）

保険料 △再保険料 △保険金 <u>再保険金</u> 利益	<table><tr><td>保険料</td><td>△再保険料</td><td>計</td></tr><tr><td>△保険金</td><td>再保険金</td><td>計</td></tr><tr><td>計</td><td>計</td><td>利益</td></tr></table>	保険料	△再保険料	計	△保険金	再保険金	計	計	計	利益	保険料 △保険金 △再保険料 <u>再保険金</u> 利益	保険料 △保険金 再保険金 <u>△再保険料</u> 利益	保険料 再保険金 △保険金 <u>△再保険料</u> 利益
保険料	△再保険料	計											
△保険金	再保険金	計											
計	計	利益											
図表 2 ② - iii	ノエル（2018）p. 28を参照	PwC（2019）p. 57を参照	IASB（2018）p. 20を参照（＊1）	日本基準（生保）に該当（＊1）（＊2）									

（＊１）再保険契約が元受の保険契約に与える効果を明示するためには、再保険料、再保険金の順番で記載する方が妥当である。

（＊２）日本基準では、再保険契約が付されていない元受の保険契約に係る保険料と保険金の数値のみを表示する方が妥当である。

図表 6 再保険契約のオンバランス化による保険負債への影響

単位：百万円

	A：貸借対照表上の責任準備金と支払備金の合計	B：出再部分の責任準備金と支払備金の合計	C = A + B	増加率 = (B/C) × 100
損保ジャパン	4,547,526	205,777	4,753,303	4.32%
東京海上	5,500,921	261,649	5,762,570	4.54%
三井住友海上	3,759,612	288,669	4,048,281	7.13%
住友生命	28,426,004	2,151	28,428,155	0.007%
第一生命	29,453,622	1,062,702	30,516,324	3.48%
日本生命	59,879,318	175	59,879,493	0.0002%
明治安田	33,637,281	13,481	33,650,762	0.04%

については、保険会社の種類、規模、組織形態、保険種目数等を考慮して分析する必要があり、今後の課題として考えている。

再保険契約をオフバランスにしている日本基準からオンバランスにしている国際会計基準に変更すると、再保険契約の部分に関しては保険負債が増加すると考えられるが、日本基準と国際会計基準では、再保険契約に関する会計処理以外にも様々な点で異なり、特に保険契約締結時の経費である新契約費の会計処理の違いが保険負債（保険資産）の数値に大きく影響する。今後は、日本基準から国際会計基準への移行による保険負債への影響についても、ケーススタディ等により包括的な検討を行いたい。

6. おわりに

本稿では、再保険契約の会計処理について、認識と表示の論点を中心に検討し、四つの類型（モデル）を示した。再保険契約の締結を元受の保険契約の実質的な売却として捉える場合、貸借対照表では、再保険契約の対象範囲となる元受保険契約についてはオフバランスになり、保険負債には再保険契約の対象範囲に係る部分は含まれない。損益計算書では、保険契約をサービス取引・保険負債を履行義務とみるとき、再保険契約の対象範囲ではない元受の保険契約に関する稼得保険料と発生保険金が保険者の収益と費用として対応し、収益から費用が差し引かれて保険者の利益が表示される。保険契約を金融取引・保険負債を預り金とみるときは、保険料と保険金の対応関係は示されず、保険料のうち保険契約者集団に返済されなかった部分である保険者の報酬が利益として示される。この保険者の報酬には、再保険契約の引受けにより再保険者（受再者）が得る報酬は含まれない。一方、再保険契約を元受の保険契約とは別個のものとして捉える場合、貸借対照表では、再保険契約の対象範囲となる元受保険契約についてオンバランスとなり、通常、再保険資産が計上される。元受の保険契約をサービス取引・保険負債を履行義務として捉え、また、再保険契約をサービス取引・再保険資産を再保険サービスを受ける権利として捉える場合、損益計算書には、再保険契約の対象範囲に係る支払保険料（再保険料）が元受の保険契約から稼得した保険料（収益）の減少項目として、再保険契約の対象範囲に係る受取保険金（再保険金）が元受の保険契約により保険者が負担する保険金（費用）の減少項目として表示される。一方、元受の保険契約を金融取引・保険負債を預り金として捉え、また再保険契約を金融取引・再保険資産を預け金として捉えると、損益計算書では、収益と費用の対応は表示されず、元受の保険契約による保険料のうち保険契約者集団に返済されなかった部分が保険者の報酬として、再保険契約で預けた保険料のうち回収されなかった部分が保険者の損失として示される。

上記の議論を基礎として、本稿では、再保険契約に関する日本基準と国際会計基準の会計処理についても言及した。我が国では、保険契約のうち再保険契約を締結している部分について保険負債は計上されずオフバランスの処理がされるので、我が国の保険会計は、再保険契約の締結を元受の保険契約の実質的な売却として捉える見方と整合している。そして、保険契約をサービス取引として捉えて、保険サービスに関する収益と費用を対応させて損益計算書に表示する。損害

保険会社の損益計算書では、再保険料を差し引いた保険料を収益として計上し再保険金を差し引いた保険金を費用として計上しており、保険契約・再保険契約の捉え方と損益計算書の表示が首尾一貫している。一方、生命保険会社の損益計算書では、再保険契約に係る収益と費用が元受の保険契約とは別に独立して表示されており、保険契約・再保険契約の捉え方と損益計算書の表示が整合しているとはいえない。国際会計基準では、再保険契約を元受の保険契約とは別個のものとして捉えて、貸借対照表では元受の保険負債から再保険契約を付した部分を減少させることはせずに、再保険資産をオンバランス処理する。また、保険契約をサービス取引とみて保険収益と保険サービス費用を対応させるとともに、再保険サービスから生じる損益を独立して表示する。国際会計基準では、再保険者からの回収金額と支払保険料の配分額の総額表示と両者の相殺による純額表示の両方を認めているが、総額表示の方が、再保険契約の効果の表現が可能であるといえる。

最後に、再保険契約のオンバランス化による保険負債への影響を我が国の代表的な保険会社の数値により確認したが、この点については、保険会社の種類、規模、組織形態、保険種目数等を考慮して詳細に分析する必要がある、今後の課題として考えている。また、日本基準から国際会計基準への移行による保険負債への影響について、再保険契約の会計処理だけではなく新契約費等の会計処理を考慮して、今後検討したい。

参 考 文 献

- あずさ (2018): あずさ監査法人金融事業部編『図解&徹底分析 IFRS「新保険契約」』中央経済社。
- 近見名緒子 (2015)「IASB 保険会計プロジェクトにおける会計思考の変遷に関する検討」『一橋商学論叢』第10巻第10号。
- 第一生命保険株式会社 (2023)『第一生命アニュアルレポート2023』
https://www.dai-ichi-life.co.jp/company/results/disclosure/2023/pdf/index_001.pdf, 2024年7月21日参照。
- Forfar, D. O. and N. B. Masters (1999), Developing an international accounting standard for life assurance business, *British Actuarial Journal*, 5(4).
- 羽根佳祐 (2021)『保険契約の会計——利益測定に関する基礎概念の解明』中央経済社。
- Horton, J., R. Macve and G. Serafeim (2011), 'Deprival value' vs. 'fair value' measurement for contract liabilities: How to resolve the 'revenue recognition' conundrum?, *Accounting and Business Research*, 41(5).
- IASB (2010), International Accounting Standards Board, Exposure Draft, *Insurance Contracts*.
- IASB (2013), Revised Exposure Draft, *Insurance Contracts*.
- IASB (2017), International Financial Reporting Standard 17, *Insurance Contracts*.
- IASB (2018), *IFRS 17 Pocket Guide on Reinsurance Contracts held*,
<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/supporting-implementation/ifrs-17/ifrs-17-pocket-guide-on-reinsurance-contracts-held.pdf>, 2024年6月30日参照。
- 井口富夫 (2016)「第8章 保険市場と保険産業」近見正彦・堀田一吉・江澤雅彦編『保険学〔補訂版〕』有斐閣。
- 石田満 (2017)『保険業法2017』文眞堂。
- 笠井昭次 (2005)『現代会計論』慶應義塾大学出版会。
- 川崎美有 (2015)「保険契約の捉え方と保険負債の会計処理」『三田商学研究』第57巻第6号。
- 川崎美有 (2016)「保険会計をめぐる議論の変遷——「資産負債アプローチからハイブリッドアプローチへ」に代わる考え方による検討——」『三田商学研究』第58巻第6号。
- 川崎美有 (2019)「保険会計の研究——保険負債の会計処理を中心として——」『博士論文 (慶應義塾大学)』。

金融庁「保険業法施行規則別紙様式第7号」

<https://www.fsa.go.jp/common/shinsei/hoken.html>, 2024年6月16日参照。

北本駒治 (1978)「保険会計の特異性について」『生命保険文化研究所所報』第44号。

Macve, R. and G. Serafeim (2006), 'Deprival value' vs 'fair value' measurement for contract liabilities in resolving the 'revenue recognition' conundrum: Towards a general solution, *LSE Working Paper*.

明治安田生命保険相互会社 (2023)『明治安田生命の現況 2023 [統合報告書] 業績に関する諸資料』

https://www.meijiayasuda.co.jp/profile/corporate_info/disclosure/data/status-2023/pdf/status_2023_01.pdf, 2024年7月21日参照。

三井住友海上火災保険株式会社 (2023)『三井住友海上の現状2023』

<https://www.ms-ins.com/company/aboutus/disclosure/data/disclosure2023.pdf>, 2024年7月21日参照。

日本生命保険相互会社 (2023)『日本生命 統合報告書2023 資料編』

https://www.nissay.co.jp/kaisha/annai/gyoseki/pdf/2023/disc2023_02.pdf, 2024年7月21日参照。

西山一弘 (2017)「契約上のサービス・マージンの負債計上の意義——国際財務報告基準第17号「保険契約」の公表を見据えて——」『東海大学紀要政治経済学部』第49号。

ノエル・ピーター (2018)「IFRS17と再保険」スコールグローバルライフ, 公益社団法人日本アクチュアリー会2018年度第3回例会資料,

<https://www.actuaries.jp/lib/meeting/pdf/reikai2018-03-siryo-jp.pdf>, 2024年7月18日参照。

小川淳平 (2017)「保険契約の利益表示」『経済貿易研究: 研究所年報』第43号。

PwC (2019), PricewaterhouseCoopers, *IFRS 17, Insurance Contracts: An illustration, Financial statements presentation and disclosures*,

<https://www.pwc.com/id/en/publications/assurance/ifrs-17-insurance-contracts.pdf>, 2024年7月18日参照。

PwC あらた (2017): PwC あらた有限責任監査法人編『実務入門 IFRS の新保険契約』中央経済社。

新日本 (2010): 新日本有限責任監査法人『業種別会計シリーズ 保険業法』第一法規。

損保ジャパン株式会社 (2023)『損保ジャパンの現状2023』

https://www.sompo-japan.co.jp/-/media/SJNK/files/company/disclosure/2023/sj_disc2023.pdf, 2024年7月21日参照。

住友生命保険相互会社 (2023)『REPORT SUMISEI 2023』

<https://www.sumitomolife.co.jp/common/pdf/about/company/report/disclosure/2023/a4repodata2023.pdf>, 2024年7月21日参照。

トーマツ (2011): 有限責任監査法人トーマツ金融インダストリーグループ『IFRS 保険契約』清文社。

東京海上日動火災保険株式会社 (2023)『東京海上日動の現状2023』

https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/company/pdf/TMNF_2023_d.pdf, 2024年7月21日参照。

上野雄史 (2017)「IFRS17「保険契約」適用後の保険会社のディスクロージャー」『保険学雑誌』第638号。

柳瀬典由 (2010)「第19章 保険の財務(2)資産運用・保険会計・再保険」下和田功編『はじめて学ぶリスクと保険 [第3版]』有斐閣。